

講義① 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関する法律など

① 障害者虐待防止法

- ほかの利用者から暴力などの可能性があるのに予防措置を取らない。
- 発見した場合の市町村への通報義務。現場で判断できない場合は管理者が通報する場合も。
- 通報によって、被虐待者、虐待者、通報者、管理者、すべての人を救う。

② 虐待が発生したら

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曽根直樹氏

P10

② 障害者差別解消について

○ 合理的配慮

本人、代理人が申し出たらできる範囲で支援する。

(車椅子を押す、高いところのものを取ってあげる) p15

合理的配慮と考えられる例

1 物理的環境への配慮

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。
- ・ 高いところに陳列された商品を取って渡す。

2 意思疎通の配慮

- ・ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション。
- ・ 振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をする。

3 ルール・慣行の柔軟な変更

- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用。

講義① 令和6年度障害福祉サービスなど報酬改定における主な改定内容

- 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 p10

中核的人材養成研修修了者配置基準の新設

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受け体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
- 共同生活援助での受け体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置
生活介護・ 施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位 【新設】受入・ 体制 +70単位	個別支援 +150単位 初期 +200単位 【新設】個別 支援 +50単位	受入・体制 360単位 【新設】受入・ 体制 +100単位 初期 500単位 【新設】個別 支援 +50単位
短期入所			受入 50単位	個別支援 +150単位 初期 500単位 【新設】個別 支援 +50単位
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位 【新設】個別 支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位 【新設】初期 500単位 個別支援 +150単位 初期 +200単位

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

○ 高度な専門性により地域を支援する人材（地域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導・助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・地域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日

③行動援助における短時間の支援の評価等

○ ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援助の基本報酬】（例）

- ・所要時間30分以上1時間未満の場合 （現行） 407単位 → （見直し後） 437単位
- ・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 （現行） 1,940単位 → （見直し後） 1,904単位

○ 特定事例所加算に以下の要件を追加する。

- ・医療・教育等の関係機関との連携・行動関連項目18点以上の者の受け入れ
- ・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

○ 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

○ 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

- 情報公表未報告

未公表が確認された時から減算

- 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し p21
- 重度障害者など短時間になった場合も個別支援計画の標準的利用時間で算定
- 食事提供加算の延長に伴う要件の見直し

演習① 事業所としての自己検証

- どの事業所も組織、体制が整っている。
- 子ども達のことはもちろん、スタッフ1人1人のことを大切に思っている。
- 各事業所の特性の中で、時間、ツール、体制作りをうまく工夫している。

演習② 児発管としての自己検証

- 保護者と日時を調整してモニタリングの時間を大事にしている。家庭での様子を観察する目的も含めて自宅に行くことも。
- 会議への本人参加も促している。
- 誰のための支援か自分で考えていくことをサポートしていく姿勢。

演習③ 関係機関との連携

- 医療、学校、他事業所などとの連携をいろんな工夫をしながら行なっている。
- 相談支援事業を頼りにする機会が増えている。専門員の質が問われる。
- 自立支援協議会の参加は地域、事業所によって状況が異なる。職員への周知が課題。基幹相談支援センターの活用も良いのでは。協議会を通じて3年かけて一般校に通学のかなった人工呼吸器装着児の例。
- 関係機関連携の算定については慎重な事業所も。

講義・演習① 人材育成について

- 各事業所ともしっかりととした体制をとっているわけではない。それぞれ配慮しているところは
 - 気づきを与える。
 - 児発管OJTをしっかりと時間をとって行なっている。モニタに一緒にいる、会議進行をお願いするなど。

講義・演習② スーパービジョン ロールプレイ版

- バイジーの困り感、気付き、バイザーの発言のいい点、気になった点についてほぼ共通の認識を確認できた。
- 今後のバイジーの行動をどうサポートすればいいかの検討もできた。

講義・演習③ スーパービジョン 体験版

- 個別支援計画の内容をスタッフに浸透させる難しさ。

講義・演習④ スーパービジョンまとめ 研修のまとめ

- 今回学んだこと
 - 保護者と日時を調整してモニタリングの時間を大事にしている。家庭での様子を観察する目的も含めて自宅に行くことも。
 - 会議への本人参加も促している。
- 研修の学びを活かして、新たな取り組みでの決意表明
 - 地域の中で役割を認識して、児発、放課後デイ（フォーマル）にとらわれない発達支援の提供。
 - 全てのステークホルダーの「自分らしく生きる」をサポートできる体制。

※全体を通して

- 発達支援の方向性が違ってきた？生活のしやすさの支援>発達支援
- 鹿児島市の方針ではセンター経由で事業所の紹介のパターンになってきている。